

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第19条に基づく 農地等効率的利用促進事業の実施に係る事務分担の合意書

新潟市中央農業委員会及び新潟市長は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第19条第1項に基づき、新潟市中央農業委員会の管轄する農地又は採草放牧地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下「農地等」という。）について、新潟市長が下記1、2及び3に関する事務を担うことについて、その適正な実施に支障がなく、かつ、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利取得の促進に資すると認め、下記の事項について合意するものとする。

記

- 1 農地法第3条の規定により農業委員会が行うこととされている事務のうち、（1）に掲げる農地等についての（2）に掲げる者に対する同法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に関するものについては、新潟市長が行うこと。
 - （1） 内閣総理大臣の認定を受けた区域計画（国家戦略特別区域法第8条第1項に規定する区域計画をいう。）に定められた農地等効率的利用促進事業を実施する区域（同法第19条第2項の区域をいう。）内にある農地等
 - （2） 次に掲げる法人のうち、農地法第3条第1項に規定する許可に係る申請の際、農地等について現に耕作又は養畜の事業を行っていないもの
 - ア 国家戦略特別区域法第18条第1項の規定の適用により農地法第3条第1項の許可を受けて同項本文に掲げる権利の設定又は移転を受けようとするもの
 - イ 農地法第2条第3項に規定する農業生産法人（同項第2号チに掲げる者（個人を除く。）がその法人の組合員、株主又は社員に含まれるものに限る。）として同法第3条第1項の許可を受けて同項本文の掲げる権利の設定又は移転を受けようとするもの
 - ウ 農地法第3条第3項の規定の適用により同条第3条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けようとするもの

- 2 新潟市長が、農地法第3条の2の規定により農業委員会が行うこととされている事務のうち、上記1により新潟市長が使用貸借による権利及び賃借権の設定を許可した一般法人の農地利用状況等に対する利用改善等の勧告及び権利設定の許可の取消しに係る事務を行うこと。
- 3 新潟市長が、上記1、2の事務を行う際に新潟市中央農業委員会が所管する農地台帳の農地情報を必要な範囲で閲覧し、適正に利用すること。
- 4 管内の一層の農業振興を図るため、地域との調和に配慮した農地の適正利用と効率的利用の促進について、互いに情報を共有し連携を強化するとともに協力体制を整えること。
- 5 この合意書に記載する内容に疑義が生じたとき又は合意書に定めない事項については、両者協議のうえ決定すること。

平成26年12月19日

新潟市中央農業委員会長 大倉 芳秋



新潟市長 篠田 昭

